

周南市『総合事業訪問介護』 サービスコード表

令和6年4月1日～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位	
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			1176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合				2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				2349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合				3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				3727単位	日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割					日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行う場 合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の	10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の	15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の	12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の	15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の	15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の	10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の	10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の	5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の	5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の	137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の	100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の	55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の	63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の	42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の	24/1000 加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、
支給限度管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

令和6年4月1日から変更されます。

令和6年4月1日から新設されます。